

令和4年度補正予算

国土交通省 中小企業イノベーション創出推進事業

分野：『国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証』

審査実施要領

第1 趣旨

「令和4年度補正予算国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業 分野：国際競争力強化に資する交通基盤づくりに向けた技術の開発・実証」（以下「本プログラム」という。）の公募において応募された事業の採択にあたり、国土交通省及び基金設置法人である一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）は、本要領に定めるところにより、事業（プロジェクト）の採択に係る審査（以下「審査」という。）を実施する。

第2 採択審査委員会

- 1 選考の公正及び適正を期するため、GIOは、提案された事業の評価、審査及び採択決定の実施にあたり、採択審査委員会を設置する。
- 2 採択審査委員会は、次の条件を満たす者のうち、GIOが審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部有識者等により構成する。
 - （1）本プログラムに係るビジネス・技術に関して十分な見識と審査能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - （2）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 採択審査委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 4 本プログラムの統括プロジェクトマネージャー（以下「統括PM」という。）、国土交通省及び関係府省は、採択審査委員会においてオブザーバーとして参加することができる。
- 5 公正かつ中立な審査を行う観点から、委員は、その任期中は、本プログラムへ応募（研究担当者としての参加を含む。）することができない。
- 6 公正かつ中立な審査を行う観点から、審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、当該事業の審査には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該事業の提出書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - （2）委員が所属している法人等から申請があった場合
 - （3）委員自身が、過去5年以内に代表事業者から寄附を受けている場合
 - （4）委員自身が、過去5年以内に代表事業者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

- (5) 委員自身と代表事業者との間に、過去5年以内に取引があり且つ事業者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (6) その他、事業者（事業者が法人の場合はその役員、その他提出書類の中の共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該事業の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 7 審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに、必ず国土交通省及びGIOにその旨を通知するものとする。特に、前項（6）に該当する場合、国土交通省及びGIOは審査委員会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 8 委員長は、委員の中から委員長代理を指名し、委員長が職務を実施できないときは、その職務を代理させる。
- 9 委員及び統括PM等オブザーバーは、審査により知り得た情報について、国土交通省及びGIOが認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究もしくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。
- 10 委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに事務局である国土交通省とGIOに報告しなければならない。また、国土交通省とGIOは前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

第3 審査方法及び採択の決定

- 1 採択審査委員会は、提出書類に基づく書面、及び審査対象となる事業を実施する補助事業者（以下「補助事業者」という。）へのヒアリングにより審査する。
- 2 書面審査にあたっては、提出書類に不備がない補助事業者を、ヒアリングでは明確な要件不適合等がない補助事業者を対象とする。
- 3 書面審査は、以下のとおり実施する。
- (1) プロジェクトごとに審査委員が、応募された提出書類に対して、別紙に示す「審査項目及び審査基準」に基づき採点する。
- 4 ヒアリング審査は、以下のとおり実施する。
- (1) プロジェクトごとに審査委員が、応募された提出書類に係る応募者からの説明に対して、別紙に示す「審査項目及び審査基準」に基づき書面審査で採点した点数を見直し、その合計を評点する。
 - (2) 委員長は、審査項目ごとの採点内容について委員と意見交換し、各委員の採点の基となった判断理由等を確認することができる。なお、特定の委員の採点が他の多数の委員の採点と大きく異なる場合は、委員長は、当該採点に係る委員から、その採点の基となった判断理由を確認するものとする。
 - (3) 委員長は、前項により行った確認の結果、当該採点結果に係る判断理由が妥当

でないと判断したときは、当該審査項目の採点として、その外れ値を除いた委員の採点結果の平均を採用することができる。

- 5 ヒアリング審査で合計した評点に基づき、採択審査委員会において、応募された補助事業に対して評点の高い順に順位付けし、公募要領に示す採択目安件数に応じて補助事業者として採択するとともに、補助金交付額を決定する。この際、同一の評点を得た複数の補助事業者の優先順位は以下により判断するものとする。
 - (1) ヒアリング審査において、別紙「審査項目及び審査基準」における全審査項目において、Sの採点が多い補助事業者を上位とする。この際、各委員の採点におけるSの合計数を採点権のある審査委員数で除算した値とする。以下、A、B及びCについても同様とする。
 - (2) (1)でSの評点が同数の場合、同様にAの評点が高い補助事業者を上位とする。
 - (3) (2)でAの評点が同数の場合、同様にBの評点が高い補助事業者を上位とする。
- 6 採択審査委員会による前項の結果は、委員長が国土交通省及びGIOに報告する。また、採択審査委員会場で事業の実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて国土交通省及びGIOに報告するものとする。
- 7 GIOは、前項で決定した事業の代表事業者に対して必要な通知等を行う。

第4 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、採択審査委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する事務局は、GIO及び運営支援法人が行う。

以上

別紙 審査項目及び審査基準

① 基本的事項の審査

番号	審査項目	評価ポイント	審査基準
1	基本的要件	公募要領の「1. (1) 目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「1. (3) 補助要件」に掲げる要件を満たしているか	各審査項目について、以下の5段階で採点
2	適格性	公募要領の「2. (2) 補助事業者の義務等」に掲げる要件を満たしているか	S: 特に優れている 5点 A: 優れている 4点
3	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか	B: 普通 3点 C: やや劣っている 2点
4	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか	D: 劣っている 1点
5	補助事業の実現性	補助事業の投資計画等が妥当であるか。また、補助事業が企業規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか	注：書面審査で採点できない項目については、ヒアリングにより採点付けする

② 事業内容に関する審査

事業内容の審査は主に下記の観点から行われる。

番号	審査項目		評価ポイント	審査基準
	大項目	中項目		
1	市場性	市場規模	市場規模(TAM/SAM/SOM 等)の考え方とその算出方法(出所、計算方法等)に妥当性があるか ※TAM: Total Addressable Market(獲得可能な最大市場規模) SAM: Serviceable Available Market(実際に提供可能な市場規模) SOM: Serviceable Obtainable Market(実際に獲得できる市場規模)	各審査項目について、以下の5段階で採点 S: 特に優れている 5点 A: 優れている 4点 B: 普通 3点 C: やや劣っている 2点 D: 劣っている 1点
2		市場の成長性	実証成果を活用したプロダクト/サービスの市場規模の成長性はどの程度か 市場の成長性を見通し及びその考え方が合理的かつ妥当か	注：書面審査で採点できない項目については、ヒアリングにより採点付けする
3		ニーズと	実証成果のプロダクト/サービスのユー	

		の適合	ザー及びそのユーザーが抱えている課題・ニーズを具体的に想定できているか 実証成果のプロダクト/サービスが、想定ユーザーの課題・ニーズの解決・充足に資するものとなっているか	
4	競争優位	技術的優位性	保有技術に新規性/先進性/独自性/優位性があり、他社と比較して競争力が期待できるか 実証成果を活用したプロダクト/サービスの模倣障壁を築くための戦略(知財戦略など)が適切に講じられているか 技術的な模倣障壁を構築することができているか、もしくは実証を通して構築できる見込みがあるか	
5		ビジネスモデルの優位性	ビジネスモデルに新規性/独自性/優位性があり、他社と比較して競争力が期待できるかターゲットとする市場において、売上の拡大や収益性の確保、シェアを獲得するための戦略が適切に講じられているか。(価値の定義、提供相手・販路の適切性、等)	
6	実現可能性	プロジェクトの目標と計画内容の妥当性	プロジェクトの目標(開発・実証の成果の目標)が明確かつ妥当か プロジェクトの目標達成に向けたプロジェクト計画の構成及び内容は、開発・実証において解決すべき課題及び対応策、予想されるリスク及び対策を含むものであるか。また、それらを考慮し妥当であるか プロジェクトに必要な経費の金額及びその用途は妥当であるか スケジュールとして妥当であるか 適切な KPI とその把握方法が設定されているか	
7		社会実装	プロジェクト終了後にプロジェクト成果を	

		の実現性	社会実装していく絵姿が明確かつ妥当か	
			社会実装に向けて、解決すべき課題を具体的に想定することができるか	
			課題解決に向けて事業期間中及び事業終了後にとるべきアクションが明確かつ妥当であるか	
			プロジェクト終了後の、プロジェクトの成果の社会実装に向けたスケジュールの見通しが明確かつ妥当か	
		プロジェクトの実施体制、プロジェクトメンバーの専門性	開発・実証を遂行する上での社内の実施体制・リソース(技術的な専門性(知識、スキル、経験等)、事業遂行に向けた経営力(経営者の資質、経営チームメンバーの経験・スキル・能力の構成等)や事業開発力・対外折衝力、資金管理体制を含む。)は十分に確保されているか	
8			適切な経理処理等を行うための実施体制は十分に確保されているか	
			【代表 SU の単独による提案の場合のみ】 社外の協力先が存在する場合、協力先と協力してプロジェクトを実施できる体制が構築されているか	
			【コンソーシアムによる提案の場合のみ】 連携協定の内容は実現性を帯びているか	
			【代表 SU の単独による提案の場合のみ】 プロジェクトの推進及びプロジェクト終了後のプロジェクト成果の社会実装の実現に資するものか 【コンソーシアムによる提案の場合のみ】 コンソーシアムによる連携協定の内容は、プロジェクトの推進及びプロジェクト終了後のプロジェクト成果の社会実装	

			の実現に資するものか	
9	SBIR 制度と の適合 性	制度要件 に対する 適合性	プロジェクト成果を活用したプロダクト/ サービスは、政府の調達ニーズの充足/ 公共サービスの高度化・効率化や、政 策(社会)課題の解決に適合するものか	
			実施計画は、大規模技術実証(フェー ズ 3)を実施するレベルに適合するか (TRL を原則としてレベル 5 以上から、 社会実装が可能となるレベル 7 まで引 き上げる計画として十分か)	
10	プロジ ェクト 成果及 び波及 効果へ	プロジェク ト成果の 自社ビジ ネスへの 効果	プロジェクト終了後に得られる自社への 成果(収益貢献)のインパクトの見通し 及びその考え方は妥当か	
			インパクトの大きさはどの程度か	
11	の期待 (アウト カム)	プロジェク ト成果に よる市場 の創出	プロジェクト成果の社会実装による市場 創出のインパクトの見通しやその考え 方は妥当か(将来の特定年時点で推計 される市場規模、同市場内で自社が獲 得するシェア)	
			インパクトの大きさはどの程度か	